

民児協 あこう

広げよう 地域に根ざした 思いやり

第 39 号 平成 23 年 秋号



心がふれあい
通じ合えば
理解も深まる

平成 23 年 9 月 23 日 市制 60 周年記念 第 16 回福祉ふれあいグラウンドゴルフに参加
〈城南緑地陸上競技場で赤穂市身体障害者福祉協会の皆さんと共に〉

民生委員児童委員行動宣言

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します。
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します。
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます。
4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
5. 日頃の生活を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます。

全国民生委員児童委員連合会



御崎地区

「救急・救命講習」～私たちにできること～

9月21日、赤穂市消防署の救急救命士の方に来ていただき、「救急・救命講習」を実施しました。もし、活動中に訪問した家の中でお年寄りの方が倒れていたら…を想定して救急車が来るまでに私たちにできることを具体的に指導していただきました。参加者全員真剣な眼差しで受講し「トイレの中やふろ場で倒れていたら、どうすればいいですか？」等々、積極的に質問しました。



赤穂地区

「合同研修」

身近な研修を！という事で民生委員児童委員と福祉推進委員合同で研修を実施しました。介護福祉課、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの担当の方々にお願いして“親愛なるあなたへ”のビデオを観て、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについてお話をしていただきました。

高齢者に関してはまず一歩ふみ出して、勇気をもって相談すればアドバイスもしていただけ、解決の道もひらけることを再確認することが出来ました。

坂越地区

「共同募金お願いします」

遠慮がちに呼びかけます。親御さんが、子どもさんに募金箱に入れさせてくださいました。この善意がうれしくて今年も10月1日街頭募金に立ちました。

これからも、一人でも多くの人が温かい善意を持ちつづけてくれますようにと祈りながら、胸に赤い羽根をつけさせていただきました。



「ただ今、活動中！」 あなたの地区のふれあい活動

私たちは民生委員児童委員は、「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言を目標に日々、微力ながら活動を続けています。身近な方々の見守り、声かけをはじめとして、相談支援活動等、様々な取りくみのほかにも、地域の皆様とふれあいを深める活動も行っていきます。各地区の活動をご紹介します。



城西地区

「こんにちは！ お変わりないですか」

城西地区では、7月下旬から8月上旬にかけて『熱中症＝地区内からは一人も出さない！』を合言葉に、ひとり暮らし老人と高齢者夫婦の242世帯を対象に熱中症予防を重点にした夏季安否確認を実施しました。

有年地区

「笑顔あふれる敬老会」

有年地区では自治会、町内会別の敬老会が開催され、私たち民生委員児童委員もお手伝いをしています。有年原地区は9月19日に多目的施設で、グラウンドゴルフの表彰式、歌の合唱などのアトラクション、ゲームなどを楽しまれ、全員で記念写真を撮り来年の再会を約束しました。



高雄地区

「給食サービス」

高雄地区は、月1回第3土曜日に有料給食サービス事業を実施しています。高齢者向けに料理はいつも工夫され、美味しく盛付けも素晴らしく、皆さんに大変喜ばれています。自分で作らなくても良い満足感、自分の味とは違う味覚、料理店感覚を味わえる楽しさ・・・いつも「ありがとう」と感謝されています。「月1回と言わず毎週でも」と云う皆さんの声を励みにこれからも精一杯頑張っていく所存です。



尾崎地区

「盆踊り大会！」

恒例の盆踊り大会が8月14日昼間の熱気まだ冷めやらぬ、さつき公園で盛大に行われ、私たち民生委員児童委員と福祉推進委員は模擬店で参加しました。ラムネ、手作りのわらび餅やおにぎりを格安で販売し、地区の人々と積極的にふれあいました。

塩屋地区

「地域のつながり」

塩屋西ふれあいスポーツ大会が9月11日、塩屋第5公園で行われました。自治会、農業会、老年クラブ、子供を守る会、女性会、民生委員児童委員、福祉推進委員等が一堂に会してスポーツを通じて交流し、みんなが和気あいあいと楽しみ地域のつながりができました。



西部地区

「給食サービス」

西部地区では、民生児童委員7名と福祉推進委員14名の計21名で、毎月第2土曜日に赤穂西公民館で給食作りをしています。地産地消の新鮮な野菜を中心とした高齢者に喜ばれるお弁当をお届けしております。約70食作っていますが、好評につき年々数が増えつつあります。

児童虐待防止研修を実施して

赤穂市民生委員児童委員協議会は、8月12日赤穂市総合福祉会館において、姫路こども家庭センター十都（とと）副所長を講師に招き、児童虐待防止研修を実施しました。

この研修は、兵庫県民生委員児童委員連合会が、子どもを虐待から守る意識づくりを広げる運動「ひようごオレンジネット推進事業」を展開しており、その事業の一環として、児童虐待防止活動の強化を図る目的で行いました。

研修は、「児童虐待等の問題を抱える家庭」をテーマに児童委員としてどのように関



わるか、乳幼児に対する支援と学齢期に対する支援の二つの事例をグループワーク方式で行いました。意見交換、まとめ、各グループ発表と続き、真剣かつ活発な意見交換がなされ、委員の良き研修、交流の場となりました。

最後に、十都副所長からグループ発表に対しての総評がなされ、

①児童委員として、近隣から相談を受けた言葉だけで動

くのではなく、自分が見聞きし事実を確かめる。
②曖昧では駄目、想定と想像は別、情報は誰も教えてくれない。

③その家庭の生活状況を把握し、見守り、声かけ、様子を見ながら信頼関係を築くことが大切。

④個人情報と守秘義務は守らなければならない。

⑤児童委員として相談を受けたいからと、全て自分で何とかしなければと思わないで出来る範囲で、情報を集め、後は行政につないでほしい。

などの話がありました。グループワークでは気付か



かった細やかな視点や問題点が示され、研修の成果を感じることができました。

昭和26年児童憲章制定会議において制定された児童憲章

には、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。」と謳われています。子どもは社会の大切な「宝」です。近隣の子育て家庭や、登下校する児童、公園で遊ぶ児童などに地域全体で温かい見守り、声かけをお願いします。子どもの安全で健やかな居場所づくりや、地域ぐるみでの子育て家庭の応援ができるよう、民生委員児童委員として一歩一歩ですが取り組みを進めていきたいと考えておりますので、地域のみなさんのご協力をお願いいたします。

編集後記

前号から広報担当者の一部交代があり、写真などが綺麗になるようカラー刷りを採用し、「明るく楽しく見やすい広報づくり」をテーマとして取り組んでいますが、春号の印象は如何でしたでしょうか。

今回は今年各地区で実施された民生委員が関係する行事、活動の一部を紹介させて頂いていただきました。記事の内容も明るく楽しい内容を多くしていきたいと思っております。

広報部会

『赤ちゃんを揺さぶらないで!!』

養育者が、子どものことでイライラして、乳幼児を激しく揺さぶってしまい『乳幼児揺さぶられ症候群』を起こすことがあります。

その症状は、揺さぶる、叩くなどの行為で脳細胞が壊され、脳内出血や痙攣、知的障害を引き起こすこともあります。特に、子どもが泣き止まない状況が引き金になり、児童虐待につながることもあります。

「高い、高い」や膝上でピョンピョンあやす行為は、問題ありません。

特に生後2～3カ月、7～9カ月の赤ちゃんに、何をやっても泣き止まない時期が報告されています。

赤ちゃんが泣く時、オムツ、授乳、衣服など調べても異常なく、なだめても泣き止まない場合、イライラしても揺さぶらないで対応しましょう。

- 深呼吸をし、落ち着いて見守る。
- 安全な状態で赤ちゃんを一人で寝かせ5～10分毎に呼吸や様子を確認する。
- 親しい人やかかりつけ医に電話をし、心を落ち着かせる。